

三位一体の改革について

平成 15 年 12 月 19 日

三位一体の改革に関する
政府・与党協議会

三位一体の改革については、平成 16 年度においては以下のとおり進める。

(1) 国庫補助負担金の改革について

(2) 税源移譲について

(3) 地方交付税の改革について

(1) 国庫補助負担金の改革について

平成16年度国庫補助負担金の改革について

平成15年12月12日

政府・与党

1. 平成16年度予算において、地方向け国庫補助負担金について1兆円の廃止・縮減等の改革を行う（別紙1）。なお、義務教育費国庫負担金の退職手当・児童手当に係る取扱いについては、暫定的な措置とする。
2. 平成16年度税制改正において、4,249億円（平年度ベース）の地方への税源移譲を行う（別紙2）。
3. 義務教育費国庫負担金の退職手当・児童手当に係る所要額については、平成16年度予算において10分の10全額（2,300億円程度）を地方団体への特例的な交付金として交付する（別紙2）。
4. 以上の詳細については、今後の予算編成及び税制改正を通じて調整する。

平成16年度における国庫補助負担金改革

I. 「基本方針2003」等に基づく廃止・縮減等の改革

1. 「基本方針2003」の改革工程による重点項目の改革

2. 奨励的補助金の5%削減など概算要求基準による削減目標

II. 「1兆円」を目指した更なる取り組み

	取組み状況	概要
内閣本府	60億円程度	交通事故相談所交付金、地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金 等
総務省	20億円程度	消防防災設備整備費補助金、公営地下高速鉄道事業助成金 等
文部科学省	190億円程度	教員研修事業費等補助金（初任者研修）、地域・家庭教育力活性化推進費補助金（学習拠点施設情報化等推進事業） 等 ※ 義務教育費国庫負担金に係る退職手当・児童手当（約2,300億円）の見直しは、上記Iに含まれる。
厚生労働省	2,150億円程度	児童保護費等負担金（公立保育所運営費）、市町村事務取扱交付金（児童手当）、水道施設整備費補助 等
農林水産省	440億円程度	農業集落排水事業費補助、農道整備事業費補助、水産物供給基盤整備事業費補助、中山間地域等直接支払交付金 等
経済産業省	90億円程度	地域再生事業集積対策事業費補助金、新事業施設整備費補助金 等
国土交通省	2,210億円程度	河川改修費補助、地方道改修費補助、下水道事業費補助、公営住宅建設費等補助、港湾改修費補助 等 ※ 公共事業関係補助金の見直し（約1,040億円）が上記Iに含まれるほか、別途、まちづくり交付金（約1,300億円）を創設。
環境省	90億円程度	廃棄物処理施設整備費補助、地域環境総合計画策定事業費補助金 等

(別紙2)

平成16年度における地方への税源移譲額等

1. 地方への税源移譲額 (平年度ベース) 4,249億円(1)

(1) 平成15年度の補助金改革において、地方に事業が残るとされたものに
係る財源補てん措置のうち、国負担とされたものの額

2,051億円

(2) 平成16年度の補助金改革において、地方に事業が残るとされたものに
ついて、事務・事業の効率化を図った上での所要額

2,198億円

2. 地方への暫定的財源措置 (つなぎ措置) ⇒ 将来の税源移譲対象

義務教育費国庫負担金 (退職手当・児童手当) 2,309億円(2)

合計(1)+(2) 6,558億円

文部科学省関係

- 義務教育費に係る経費負担の在り方については、現在進められている教育改革の中で中央教育審議会において義務教育制度の在り方の一環として検討を行い、これも踏まえつつ、平成18年度末までに国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う。
- 退職手当等については、今後、その額が大きく変動することが見込まれること等から、税源移譲予定交付金を設け税源移譲までの各年度の退職手当等の支給に必要な額を確保し、地方の財政運営に支障が生じないよう暫定的に財源措置を講じる。なお、税源移譲の時期は国庫負担金全額の一般財源化の検討等も踏まえつつ判断する。
※ 税源移譲予定交付金は、人口等で地方団体に配分する。
- 学校事務職員分に係る取り扱いについては、上記の国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う中で結論を得る。

厚生労働省関係

- 公立保育所に係る児童保護費等負担金を一般財源化する。
※ 公立保育所については、地方自治体が自らその責任に基づいて設置していることにかんがみ一般財源化を図るものであり、民間保育所に関する国の負担については、今後とも引き続き国が責任を持って行うものとする。
- 生活保護費負担金の見直しについては、自治体の自主性、独自性を生かし、民間の力も活用した自立・就労支援の推進、事務執行体制の整備、給付の在り方、国と地方の役割・費用負担等について、地方団体関係者等と協議しつつ、検討を行い、その結果に基づいて平成17年度に実施する。

(2) 税源移譲について

税源移譲については、平成16年度税制改正大綱（平成15年12月17日　自由民主党・公明党）に基づき、次のとおり実施する。

(1) 平成18年度までに、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施することとし、それまでの間の暫定措置として、平成16年度において、所得税の一部を使途を限定しない一般財源として地方へ譲与する所得譲与税を創設する。

(2) 所得譲与税による平成16年度の税源移譲額は4,249億円とし、人口を基準として都道府県及び市町村（特別区を含む。）へ譲与する。

(3) 地方交付税の改革について

1 交付税総額の抑制

次のような地方歳出の抑制を行い、地方交付税の総額を16.9兆円（対前年度△1.2兆円、△6.5%）に抑制する。

- ① 投資的経費（単独）の大幅縮減
- ② 地方公務員数を、地方警察官の増員を織り込んだ上で、1万人純減。

（※）一般会計からの繰入も15.4兆円（対前年度比△1.0兆円、△6.1%）に抑制

2 算定の改革

交付税の算定について、引き続き簡素化・中立化を進めるとともに、効率的な行財政運営を促すよう見直していくこと。